

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正15年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和19年10月14日から20年8月16日まで

昭和16年12月ごろから、C社で働いていたが、18年12月ごろにA社へ徴用され、経験工として入社した。入社後は、同社の社員寮に住みながら、旋盤を使用して部品を加工していた。

当時、同郷のD氏及びE氏が徴用されていたこと、並びに隣の旋盤工がF氏という方だったことを覚えている。

A社で玉音放送を聞くなど、終戦の日まで同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者資格（昭和19年5月以前は、労働者年金保険被保険者資格）の喪失日は、A社に係る労働者年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）では、19年10月14日とされているが、B社から提出された従業員名票により、申立人が18年12月8日にA社へ入社し、19年12月21日付けで昇給していること、及び20年6月に住所を本籍地へ移転した旨の記述があり、少なくとも同時期には同社で勤務していた形跡がみられること、並びにB社が発行した社史により、A社の徴用工が、同年8月15日付けで徴用を解除されたことが確認できる。

また、当該A社に係る労働者年金保険被保険者名簿は、昭和20年11月以降に健康保険厚生年金保険被保険者名簿に書き換えられたとみられるが、両

名簿を調査したところ、i)申立人の被保険者資格の喪失日については、前述のとおり、労働者年金保険被保険者名簿の記載内容が、同社の従業員名票の記録と一致していない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）には氏名、被保険者資格取得日等が記載されているにもかかわらず、被保険者資格喪失日は記載されていないこと、及びii)申立人の元同僚（5人）については、兩名簿で異なる被保険者資格喪失日が記載されており、このうち、申立人の直前に記載された者の被保険者資格喪失日は、労働者年金保険被保険者名簿では19年11月14日、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では20年9月1日とされていること（社会保険庁のオンライン記録上の喪失日は同年9月1日）が確認できることから、申立期間当時の社会保険事務所の記録管理が適切ではなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年8月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和19年9月の社会保険事務所の記録から、50円とすることが妥当である。

富山国民年金 事案 120

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年9月まで

平成16年4月、A市役所で年金記録を調べてもらったところ、14年4月から7年分の国民年金保険料を納付すれば、年金を受け取ることができるとの説明を受けたので、3年分の納付書の発行をお願いした。その際、担当者から、納付順序を誤ると保険料を納付できなくなる可能性があるとのことで、必ず納期限順に納付するように言われた。

その後受け取った納付書により、平成16年5月ごろから17年3月まではB銀行C支店で、また、17年4月以降はD銀行E支店で、それぞれ納期限順に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、14年10月から15年9月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が保有する申立人の特例任意加入に係る国民年金被保険者資格取得届（申出）書により、申立人が、平成16年4月20日に同市役所で届出を行ったこと、同市が、申立人に対して、過年度分の国民年金保険料（22か月分）の納付について説明したこと、及び申立人が、同市に対して、過年度分の保険料を毎月納付する旨を申し立てたことはいかがえる。

しかし、申立人の国民年金保険料の納付状況について、年金記録確認第三者委員会が、金融機関から社会保険庁に送付された申立期間に係る国民年金保険料領収済通知書（以下、「領収済通知書」という。）のうち、平成16年10月、同年11月、17年2月（以上、B銀行領収分）及び同年9月（D銀行領収分）に社会保険庁が処理した領収済通知書を全件調査したところ、申立

人に係る領収済通知書は無く、申立人が納付したとする二つの金融機関が、いずれも領収済通知書を社会保険庁へ送付しないことも考え難いことから、申立人の主張するような保険料納付は無かったと推認される。

また、社会保険庁のオンライン記録上、申立人が、平成 17 年 5 月から 18 年 3 月までの保険料を 17 年 5 月 24 日に納付する一方、当該期間よりも納期限が早い申立期間直後の 15 年 10 月から 16 年 1 月までの国民年金保険料を 17 年 11 月 14 日に納付していることが確認できるなど、申立人が、申立期間について、納期限順に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 121

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から51年3月まで

昭和51年又は52年ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行ったが、その際に窓口で特例納付のことを聞き、申立期間の国民年金保険料(約10万円)を一括で納付した覚えがある。

納付場所等については覚えていないが、昭和51年又は52年に納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年又は52年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したと主張しており、国民年金手帳記号番号払出簿からも、申立人の国民年金手帳記号番号は52年1月ごろに払い出されており、その時期に国民年金に加入したことが確認できる。

しかし、昭和51年及び52年は特例納付の実施期間ではないことから、申立人が国民年金の加入手続を行った際に、市役所窓口で特例納付について案内を受け、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したとは考え難い。

また、申立人が特例納付実施期間である昭和53年7月から55年6月までの間に特例納付を行ったとすると、申立期間の国民年金保険料額は40万円となり、申立人の主張する金額とは大きく相違する。

さらに、申立人については、特例納付を行った場合に社会保険庁において作成される特殊台帳が見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

加えて、申立人は、特例納付保険料の納付場所や領収書の受領等について

覚えておらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 122

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から45年11月まで

結婚後、昭和39年に義父が国民年金の加入手続を行い、義母や元夫等の分と合わせて私の国民年金保険料も義父が町内会を通じて納めていたと思っていたのに、45年12月から保険料が納付されたことになっている。

義父は、住み込みの従業員の国民年金保険料も納めていたので、家族である私の保険料を結婚後6年間も納めていないとは考えられない。

国民年金の手続をしてくれた義父は既に他界し、参考となる資料や情報等も無いが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続についてその義父が行い、国民年金保険料は義父が家族の保険料と合わせて納付していたと思うとするだけで、当時の集金人や町内会集金の方法、保険料の額及び国民年金手帳についての記憶も無い上、申立人の義父も死亡していることから、加入状況等について確認することもできないなど、申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年12月ごろに払い出されていると推察され、A市役所が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人の資格取得日は同年12月1日とされていることから、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月から34年3月まで

昭和31年5月から34年3月まで、A社に勤務した。

当時は、大型自動車免許を取得していなかったが、運転助手として入社した後に普通自動車免許を取得し、4.5 トンまでのトラックを運転していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人がA社（現在は、B社）に勤務していたことは確認できるが、同社は申立人に係る人事記録等を保管していない上、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書や賃金台帳等の資料も無いため、厚生年金保険料の控除の事実を確認できない。

また、申立人が名前を覚えている同僚の中には、A社において厚生年金保険に加入していない者がみられ、この同僚は、「私は昭和31年5月ごろに入社し、33年4月ごろまで約2年間勤務したが、大型自動車免許は取得していなかった」と証言している。

さらに、昭和33年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している別の同僚は、「私は31年の秋ごろに入社し、在籍中の32年5月に大型自動車免許を取得した」と証言していることから、A社では、大型自動車免許を取得後、一定期間を経てから社員を厚生年金保険に加入させる取扱いであった状況がうかがえる。

なお、申立期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで

昭和 27 年ごろから、父が経営していたA社及びB社で勤務し、C市とD市を行き来していた。33 年ごろからは、B社だけで勤務し、事実上同社を経営していたにもかかわらず、申立期間について、同社で厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

私には、昭和 24 年生まれと 26 年生まれの子がおり、病院へ行く時にB社から交付された健康保険証を持って行ったと思う。

第3 委員会の判断の理由

B社（現在は、E社）の元同僚（4人）の証言により、申立人が、申立期間より前の昭和 29 年ごろから同社で継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料が無い上、申立人及びその妻は、A社から交付された厚生年金保険被保険者証をB社へ提出した時期及び給与から控除されていた厚生年金保険料の金額を明確には記憶していないなど、申立人が、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、申立人が、昭和 35 年 12 月 1 日付けで、同社での厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及び申立期間における整理番号に欠番が無く、申立人の氏名が記載されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたとしても、i) 申立人は、B社の事業主の子であり、同社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人が申立期間終期の昭和35年11月3日付けで同社の代表取締役就任し（同年11月8日登記）、44年1月27日までの期間において在任していることが確認できること、ii) 申立人に係る35年12月1日付けの同社での厚生年金保険被保険者資格取得届については、申立人の前後に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している者に係る厚生年金保険記号番号払出簿により、36年1月ごろに届け出られたものと推認されること、及びiii) 元同僚のうち給与・社会保険事務を担当していた者（二人）は、申立期間において、申立人が事実上の事業主として、給与及び社会保険に係る業務に関与していたと証言していることから、申立人は、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項但書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められ、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

富山厚生年金 事案 237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 25 日から 29 年 7 月 1 日まで
昭和 28 年 3 月から 29 年 6 月まで、A 市 B 区にあった C 社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険加入記録が全く無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が C 社に勤務していたことは確認できるが、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する適用事業所台帳では、同社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、C 社は、法務局の商業登記簿でも確認することができない上、事業主の所在は不明であり、申立人が名前を覚えている同僚（二人）に照会しても、保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

さらに、申立人が名前を覚えている同僚（二人）及び事業主についても、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。